基安発０９２５第１号
平成２１年９月２５日

大臣官房国際課長　殿

労働基準局安全衛生部長
（公印省略）

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正に関するＷＴＯ事務局への通報について（依頼）

貿易の技術的障害に関する協定（ＷＴＯ・ＴＢＴ協定）の趣旨を踏まえ、標記の件に関し、下記について外務省への通報方依頼する。

記

１　同協定第２条第９．１に基づき、別添１につき、通商弘報に掲載する件

２　同協定第２条第９．２に基づき、別添２につき、ＷＴＯ事務局へ通報する件

（別添１）

規格・基準などの事前意図公告

［この公告は、ＴＢＴ協定第２条９．１に基づくものです。］

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正について

下記のとおり、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する予定ですのでお知らせします。本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出下さい。

（電話による意見の提出は御遠慮下さい。）

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

１．件名

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正について

２．対象品目

石綿を含有する製品

３．趣旨

製造等禁止が猶予されている化学工業等の施設で使用される石綿含有製品のうち、一部の製品について製造等を禁止する（詳細は別紙のとおり）。

４．施行予定日

未定

５．意見提出先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課衛生対策班

〒100-8916　東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話番号：03-5253-1111　（内線 5516）

FAX 番号：03-3502-1598

６．意見提出期限

平成２１年１２月１１日必着（外務省通報後１１週間後）

別紙

適用除外製品等の見直しについて

現在、製造等の禁止の規定の適用が当分の間猶予されている製品（適用除外製品等）を、以下表の現行の欄から改正後の欄のとおり改正する。

［改正点］

1　用途・条件の現行の欄の１のイの「200℃以上」を「300℃以上」に、５の「１～４」を「１～３」に修正する。（下線部分）

2　用途・条件の現行の欄の４について削除する。（下線網掛け部分）

	製品名	用途・条件	
		改正後	現行
1	ジョイントシートガスケット	イ　国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 300℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの	イ　国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 200℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		ロ　国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの	ロ　国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの
2	うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上400℃未満の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上400℃未満の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3	グランドパッキン	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上400℃未満の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上400℃未満の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
4	断熱材		国内において製造される断熱材に使用されるもの
5	原材料	１～３の製品の原料又は材料として使用されるもの	１～４の製品の原料又は材料として使用されるもの

※　適用除外製品等は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成１８年政令第２５７号）附則第３条に掲げられている。

（別添２）

項　　目	内　　容
１．国名	日本国
２．所管課	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
３．協定根拠	第２条第9.2
４．対象品目及び関税番号	石綿を含有する製品
５．件名	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正
６．内容	平成１８年９月１日よりアスベスト含有製品について製造等を広く禁止した（G/TBT/N/JPN/166）が、製造等禁止が猶予されている化学工業等の施設で使用される石綿含有製品のうち、一部の製品について製造等を禁止する。
７．目的	石綿を取り扱う労働者の健康障害防止の観点から労働安全衛生法施行令の一部を改正するものである。
８．関係文書	労働安全衛生法令、改正された時に官報に公示する。
９．制定予定日及び実施予定日	制定予定日：未定 実施予定日：未定
10．意見提出期限	平成２１年１２月１１日（外務省通報後１１週間後）
11．資料入手先	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 住所　〒100-8916　東京都千代田区霞が関1-2-2 電話　+81-3-5253-1111（内線5516） FAX　+81-3-3502-1598